

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券及び必要に応じ100株を超える株数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	株券1枚につき 250円
株券喪失登録に伴う手数料	1. 株券喪失登録請求1件につき10,000円 2. 喪失登録する株券1枚につき 500円
端株の買取り	
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	日本経済新聞に掲載する方法により行います
株主に対する特典	ありません

(注) 1. 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

2. 平成20年6月25日開催の第6期定時株主総会決議により定款の一部変更が行われ、平成20年7月1日から当行の公告掲載方法は、次のとおりとなります。

「当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。」

なお、電子公告は、当行のウェブサイトに掲載し、そのアドレスは次のとおりとなります。

<http://www.mizuhobank.co.jp/>

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は金融商品取引法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券の発行者ではないため、該当事項ありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

平成19年4月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(2) 訂正発行登録書

平成19年4月2日関東財務局長に提出。

(3) 発行登録追補書類及びその添付書類

平成19年4月20日関東財務局長に提出。

(4) 発行登録書及びその添付書類

平成19年4月23日関東財務局長に提出。

劣後特約付無担保社債に係る発行登録書であります。

(5) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第5期）（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）平成19年6月27日関東財務局長に提出。

(6) 訂正発行登録書

平成19年6月27日関東財務局長に提出。

(7) 半期報告書

事業年度（第6期中）（自平成19年4月1日至平成19年9月30日）平成19年12月27日関東財務局長に提出。

(8) 訂正発行登録書

平成19年12月27日関東財務局長に提出。

(9) 発行登録追補書類及びその添付書類

平成20年1月21日関東財務局長に提出。

(10) 臨時報告書

平成20年3月7日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(11) 訂正発行登録書

平成20年3月7日関東財務局長に提出。